

1. はじめに

わが国においては、行政・経済等が首都圏をはじめとした大都市圏に一極集中し、それに伴う人口の過度集中により地方の活力低下をもたらしてきた。とりわけ、近年の市町村合併の進展、住民ニーズの多様化、社会経済システムの変革などによって、個々の生活環境にも変化が生じ、地方行政には、独自の文化や生活風土等を継承しつつ、住民本位の協働による新しい時代に対処した適切かつ効率的な行政運営が求められている。

本地域は、平成5年8月に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」（平成4年法律第76号）に基づき、「鳥取県東部地方拠点都市地域」としての指定を受け、平成6年3月に「同基本計画」を策定しているところである。

本拠点都市地域は、鳥取県の東部に位置し、古くから「因幡国（いなばのくに）」として栄え、現在まで一体的に繁栄してきた地域である。

そして、山陰初の特例市となった鳥取市を中心に、関係1市4町（岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）が固有の資源・機能を活かしつつ、政治・経済・文化等あらゆる面で連携し、同一の生活圏を形成している地域である。

このような中、長年の懸案であった「中国横断自動車道姫路鳥取線」「山陰道」等、高速道路網の整備は、本地域「因幡の国」の将来にとって、大きく飛躍すべく最良の好機である。

これらを踏まえ、このたび関係1市4町の緊密な連携のもと、平成28年度を目標年次とした「鳥取県東部地方拠点都市地域基本計画（変更）」を策定したところである。

策定に当たり、本地域が、「職・住・遊・学」の各機能が調和し、人々やものの交流が盛んに行われ、本地域が満足度の高い圏域として一体的に繁栄するよう、一層の都市機能の増進と居住環境の向上を図りつつ、自立した地方拠点都市地域として、『ゆったり 行き交うふるさと 新因幡』の形成を目指すものである。

2. 地方拠点都市地域の概要

(1) 地域の名称

鳥取県東部地方拠点都市地域

(2) 中心都市名

鳥取市

(3) 地域の構成

本地域は、中心都市である鳥取市及びその周辺2郡の1市4町（5市町）からなる。

項目		平成17年 人口（人）	平成12～17年 人口増減率（%）	平成17年 面積（km ² ）
市町名				
鳥取市		201,740	0.5	765.66
岩美郡	岩美町	13,270	▲ 5.3	122.38
八頭郡	智頭町	8,647	▲ 7.8	224.61
	若桜町	4,378	▲ 12.4	199.31
	八頭町	19,434	▲ 4.0	206.71
計		247,469	▲ 0.8	1,518.67

【資料】総務省「平成17年国勢調査」、国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」

(4) 位置及び地域図

本地域は鳥取県の東部に位置し、北は日本海、南は岡山県及び兵庫県に面する。

